

# 鬼北町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

平成 23 年 4 月 1 日

告示第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、町民の環境保全意識の高揚を図るとともに、地球温暖化防止を推進するため、住宅用太陽光発電システム（以下「システム」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内で鬼北町住宅用太陽光発電システム設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) システム 住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連系するシステムで、未使用のものをいう。
- (2) 住宅 主に居住を目的とした建物又は小規模店舗等を併設した居住を目的とした建物をいう。

(補助の対象者等)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自ら居住する町内の住宅にシステムを設置する者又は自ら居住するために町内にシステム付きの新築住宅を購入する者であること。
- (2) 電力会社と電力受給契約を締結すること。
- (3) 町税等を滞納していないこと。
- (4) 当該システムについて、町が行っている他の制度による助成を受けていないこと。

2 補助金の交付は、1 世帯につき 1 回限りとする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（単位はキロワットとし、小数点第 3 位を四捨五入する。）1 キロワット当たり 2 万 5,000 円とし、10 万円を上限とする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、システムに係る設置工事の着工前又はシステム付住宅購入前に補助金交付申請書（様式第 1 号）に次の書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) システムの仕様書
- (2) システム設置に係る費用の内訳が記載された見積書又は契約書の写し
- (3) システム設置場所付近の住宅位置図及び工事着工前の現況写真
- (4) システム付きの住宅を購入した場合は、売買契約書の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第 6 条 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により、補助金の交付の可否を決定したときは、申請者に補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

（補助事業の変更等）

第7条 前条の規定による交付決定通知を受けた者は、補助金の交付申請内容を変更しようとするとき又はシステム設置若しくはシステム付の住宅の購入を中止しようとする場合は、補助金交付変更（中止）申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 申請者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して1月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第4号）に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) システム設置費に係る領収書及びその明細書の写し
- (2) 電力会社との電力受給契約書の写し
- (3) システム設置概要実績書（様式第4号別紙）
- (4) 竣工検査の試験記録書の写し
- (5) システム設置状況の写真（建物全体及び太陽電池モジュールの枚数が確認できる写真）
- (6) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付額の確定）

第9条 町長は、前条に規定する書類を受理した場合は、内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第5号）により速やかに申請者に通知する。

（補助金請求及び交付）

第10条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金請求書（様式第6号）による申請者の請求に基づき、補助金を交付する。

（補助金の返還）

第11条 町長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の全額又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 補助金をその他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の条件に違反したとき。

（協力）

第12条 町長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて売電量及び買電量に関する情報の提供その他の協力を求めることができる。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。